



# ほっかいどう矯正だより

令和2年第1号(7月1日)

法務省札幌矯正管区更生支援企画課

## 法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌 「ほっかいどう矯正だより」を作成しました!

〇ごあいさつ

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)及び「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)の策定等を受けて、地方公共団体等に対する矯正行政の総合窓口として、平成31年4月、札幌矯正管区に更生支援企画課が設置されました。

この度、札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌として、「ほっかいどう矯正だより」を作成しました。再犯防止のトピックスや、矯正行政についての紹介など、情報をお伝えしていきたいと思ひます。

## 7月は再犯防止啓発月間です

再犯の防止等の推進に関する法律において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月が「再犯防止啓発月間」とされています(7月は社会を明るくする運動の強調月間でもあります)。

法務省では、再犯防止啓発月間ポスター(右掲載)と、再犯防止リーフレット(下掲載)を作成しています。

法務省ホームページの「再犯防止対策」ページもどうぞご覧ください。



再犯防止啓発月間ポスター

### 再犯防止対策

### 検索

三者が連携した再犯防止対策を推進します

国 地方 民間

国は地方公共団体・民間団体と一丸となって「再犯防止」に取り組めます。まずは、「再犯防止」にご関心をお寄せください。そして、ご理解・ご協力をお願いいたします。

再犯防止についてもっと詳しく知りたい方は  
再犯防止対策 [検索](#)

再犯防止の最新情報を順次更新中です

再犯防止について考えよう  
Recidivism Prevention  
法務省

『立ち直り』を支える社会を実現するために

1 再犯の現状  
再犯率 48.8%  
再犯者数 699,722人

2 再犯者を減らすことのメリットは?  
安全・安心  
財政・経済

3 ほとんどの受刑者は「立ち直りたい」と思っている  
84.9%  
77.9%

4 立ち直りへの壁  
孤独  
家族関係がない  
高給である  
居場所がある  
住むところがない  
仕事がない

5 平成28年12月、立ち直りを支える社会を実現するために「再犯防止等の推進に関する法律」公布・施行

「もう一度、やり直せる社会へ」

## 再犯防止リーフレット

## 札幌矯正管区フロントページを開設しています

法務省ホームページ内に、札幌矯正管区フロントページを開設しています。

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei09\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei09_00001.html)



札幌矯正管区HP

札幌矯正管区フロントページ

検索

### 主な内容

- ・管内矯正施設の紹介
- ・地方公共団体・民間団体等と連携した再犯防止の取組
- ・コレワーク北海道（矯正就労支援情報センター）  
（※本年7月1日、札幌矯正管区にコレワークが新設）
- ・矯正展，即売会  
（※当分の間，開催を見合わせています）
- ・職員採用
- ・管内矯正施設に関するトピックス など

新着情報を定期的に更新しています。



札幌矯正管区  
ロゴマーク

## 矯正局Twitter(ツイッター)を開設しました 法務省矯正局公式アカウント(@MOJ\_KYOSEI)

法務省矯正局Twitterを開設しましたので、札幌矯正管区からも、時々つぶやきます。

法務省矯正局ツイッター

検索

いいね

## 【問合せ先】法務省札幌矯正管区 更生支援企画課

更生支援企画課は、道内の矯正行政（刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所等での取組）に関する地方公共団体や民間団体等の総合窓口で、再犯防止施策の推進に取り組んでいます。

また、地域における再犯防止の推進のお手伝いも請け負っています。

- 例えば、
- ・施設見学の企画
  - ・連絡調整の依頼
  - ・研修講師等の職員派遣の依頼
  - ・矯正施設の取組等の情報提供依頼
  - ・統計データの提供依頼

などのご要望は

札幌矯正管区更生支援企画課まで

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第2号は、再犯防止に関する統計データ等を紹介します。(法務省調査)

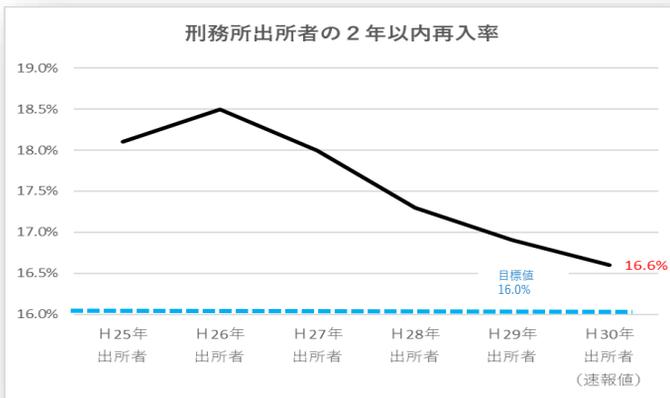
## 【政府目標】

「速報値」 **16.6%** !

出所受刑者の2年以内再入率(※)を令和3年までに、基準値から20パーセント以上減少させる。

(※出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合)

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)より



(目標値) 令和3年までに出所受刑者の2年以内再入率を

16.0% 以下にする。

(基準値20%から20%以上減少

⇒目標: 16.0%以下)

(速報値: 平成30年出所者)

**16.6%**

平成28年17.3%, 29年16.9%, 30年16.6%と目標達成に向けて着実に進んでいます。

再犯防止対策

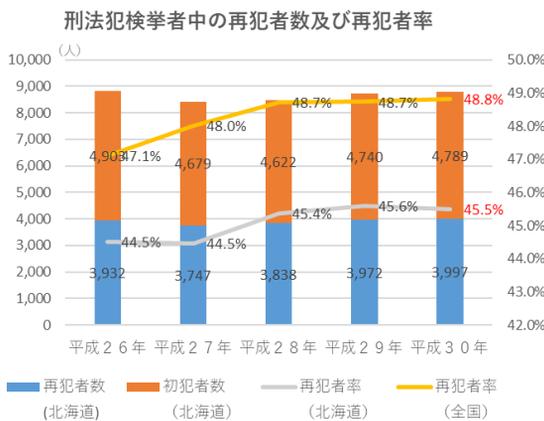
検索

法務省HP内「再犯防止対策」ページもご覧ください



## 【再犯の防止等に関する施策の成果指標】

国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画です。「今後取り組んでいく施策」として、「再犯の防止等に関する施策の成果指標」が挙げられています。



刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 <全国>

(平成28年) 110,306人・48.7%

最新値

(平成30年) 100,601人・**48.8%**

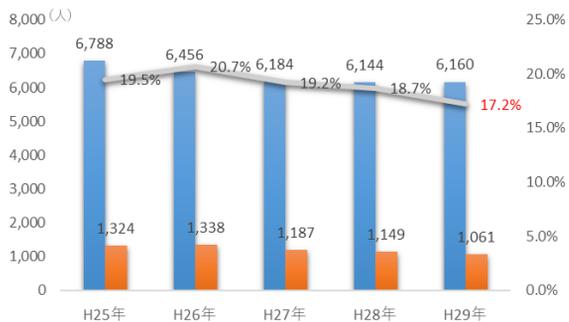
<北海道>

(平成28年) 3,838人・45.4%

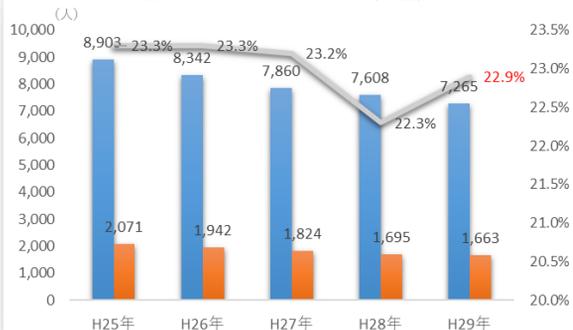
(平成30年) 3,997人・**45.5%**

## 主な罪名・特性格 2年以内再入率

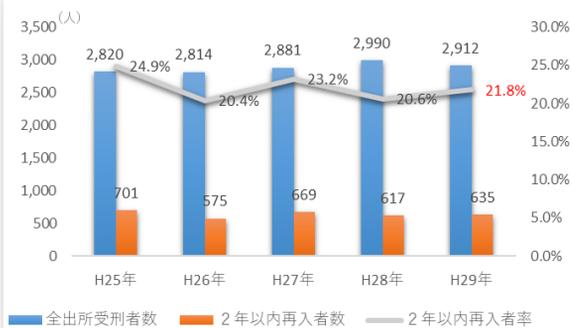
刑務所出所者の2年以内再入率（覚せい剤取締法違反）



刑務所出所者の2年以内再入率（窃盗）



刑務所出所者の2年以内再入率（高齢（65歳以上））



## その他の罪名・特性についての、2年以内再入率（平成29年出所）

（性犯罪：8.2%）、（傷害・暴行：15.4%）、（女性11.8%）となっており、上に掲載した罪名・特性より低くなっています。

## 出所受刑者の2年以内再入率（覚せい剤）

<全国>

（平成27年出所）1,187人・19.2%

最新値

（平成29年出所）1,061人・17.2%

<北海道>

（平成27年出所）72人

（平成29年出所）63人

## 出所受刑者の2年以内再入率（窃盗）

<全国>

（平成27年出所）1,824人・23.2%

最新値

（平成29年出所）1,663人・22.9%

<北海道>

（平成27年出所）45人

（平成29年出所）46人

## 出所受刑者の2年以内再入率（高齢（65歳以上））

<全国>

（平成27年出所）669人・23.2%

最新値

（平成29年出所）635人・21.8%

<北海道>

（平成27年出所）17人

（平成29年出所）15人

## 【問合せ先】

## 法務省札幌矯正管区更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

札幌矯正管区フロントページも  
ぜひご覧ください



札幌矯正管区HP

札幌矯正管区フロントページ

検索

法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第3号のテーマは、「**地方再犯防止推進計画**」です。

## 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月法務省作成）



法務省では、令和元年8月に「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」を策定しました。



「地方再犯防止推進計画策定の手引き」には、ということが書いてあるのですか？

「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」は、主に市町村における地方再犯防止推進計画の策定の際に参考としていただける標準的な手順や内容がまとめられたものです。

### 【「手引き」の内容①】

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」より

#### 〈地方計画策定の流れ〉

- ① **国の再犯防止施策の実態等の把握**
- ↓
- ② **庁内横断的な体制の整備・協議**
- ↓
- ③ **計画策定委員会の設置・協議**
- ↓
- ④ **パブリックコメントの実施**
- ↓
- ⑤ **議会報告等**
- ↓
- ⑥ **公表**

#### 〈計画に盛り込むことが考えられる主な内容〉

##### 1 計画策定の趣旨等

- (1) 趣旨・目的 (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間 (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

##### 2 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移、全国との状況と比較など。

##### 3 重点課題・成果指標

国の再犯防止推進計画に記載されている重点課題や成果指標を盛り込むなど。

##### 4 取組内容（※裏面をご覧ください）

##### 5 推進体制

定期的に計画の進捗状況の確認等を行うために、「〇〇市（町・村）再犯防止施策推進協議会」等の協議会を設置するなど。協議会の構成員は、計画策定委員会の構成員が引き続き就任することが考えられます。

### 【策定済み自治体の例①】 計画の位置付け

（札幌矯正管区更生支援企画課まとめ）

ここで、「手引き」から少し離れて、公表されている策定済み自治体の計画を見てみると、「計画の位置付け」は、主に次のように分けられます。

- ① **地方再犯防止推進計画 単独**の行政計画として策定されているもの。
- ② **地域福祉計画に内包**されているもの。
- ③ **その他の行政計画（人権施策、地域安全等）に内包**されているもの。



## 【「手引き」の内容②】取組内容の記載例



矯正に関する記載例を少しご紹介します。

### ○就労の確保

- ・「**コレワーク**や保護観察所と連携し、市町村内の企業経営者や企業担当者向けのセミナー・シンポジウム、広報誌等において、**犯罪をした者等を雇用することの意義や協力雇用主について周知**することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に協力します。」
- ・**地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力**に努めます。

### ○保健医療・福祉サービスの提供

- ・「**矯正施設入所者のうち高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする者が**、出所前又は出所後に速やかに必要な保健医療・福祉サービス利用のための手続きが行えるよう、**矯正施設の指導や支援に協力**します。」

### ○学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・「学校等の地域の関係機関及び団体における**非行の未然防止活動**の一層の充実を図るため、**法務少年支援センター（少年鑑別所）と連携・協力**関係の構築を進めます。」

### ○犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ・「非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や**少年院の社会貢献活動の実施に協力**します。」

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」より

## 【策定済み自治体の例②】取組内容（矯正に関するもの）

（札幌矯正管区更生支援企画課まとめ）

- ・国の取組として、**矯正管区・コレワーク、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所）の取組を紹介**するもの（矯正関係者による**コラム**もあり）
- ・**矯正展**の後援、**矯正施設との連携**
- ・**矯正施設所在自治体会議**や**市町村再犯防止等推進会議**への参加などの記載が見られます。



矯正のことは、札幌矯正管区更生支援企画課に相談。

<例えば…>

地方計画策定に当たっての協力依頼等のご要望は、「**法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課**」まで御連絡ください！



- 国の再犯防止施策の実態等の把握
- ・矯正における**再犯防止施策や制度、統計データ等**が知りたい！
- ・**庁内勉強会のメンバーに矯正職員も入ってもらいたい！**
- ・**矯正施設を見学**したい！
- 計画策定委員会の設置・協議**
- ・**計画策定委員会のメンバーに矯正職員も入ってもらいたい！**



## 【問合せ先】

### 法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：kouseishien-sapporo@cccs.moj.go.jp

（※1MBを超える添付ファイルを受信できない場合があります）

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」、  
「策定済みの地方再犯防止推進計画のリンク」  
は、こちら（法務省HP内）

再犯防止対策

検索



札幌矯正管区フロントページもぜひご覧ください

札幌矯正管区HP

札幌矯正管区フロントページ

検索



# ほっかいどう矯正だより

令和2年第4号(12月18日)

法務省札幌矯正管区更生支援企画課

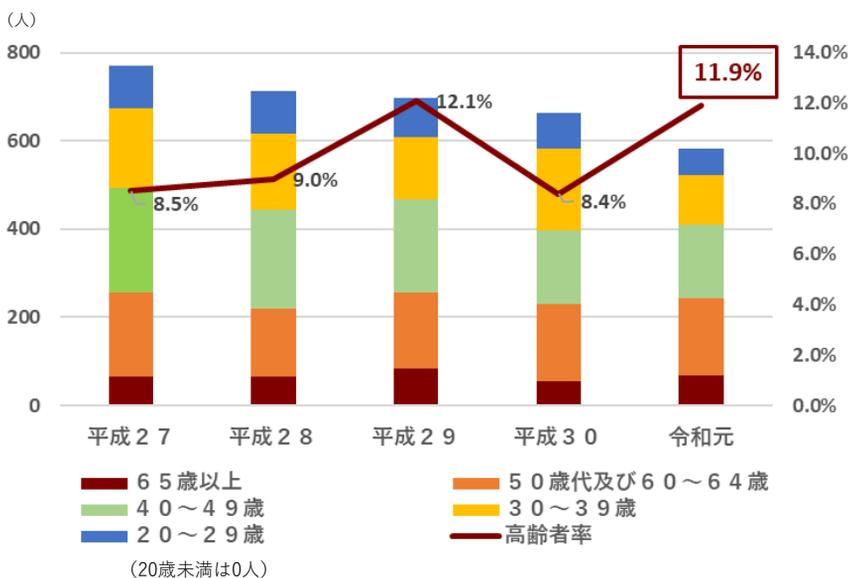
法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第4号のテーマは、再犯防止に関する統計データ等の紹介\_第2弾(第1弾は本誌第2号)です。

令和2年11月、「令和2年版犯罪白書」が公表されました。本号は、犯罪白書で取り上げられているテーマの中から、「高齢者犯罪」、「薬物犯罪」(薬物非行)に関して、北海道のデータを見ていきます。

## 高齢受刑者

### 1. 犯罪時北海道居住の新入所受刑者数(年齢別)・高齢者率

(法務省札幌矯正管区作成)



新入所受刑者の1割以上が高齢受刑者

左のグラフの「高齢者率」(新入所受刑者総数に占める65歳以上高齢新入受刑者の比率)について、令和元年は、**11.9%**となっています。

<参考>

全国の新入所受刑者の高齢者率12.9%(令和元年)

全国のデータについては、令和2年版犯罪白書(法務省ホームページに掲載)を御覧ください。

### 2. 犯罪時北海道居住の高齢新入所受刑者の罪名別構成比

(法務省札幌矯正管区作成)

窃盗で刑務所に入所する高齢者が大半を占める  
(女性高齢新入所受刑者だけで見た場合は、約9割が窃盗)



①令和元年の高齢新入所受刑者の罪名別構成比を見ると、**窃盗**が最も多く、次いで**覚醒剤取締法違反**、**詐欺**の順でした。

②グラフにはありませんが、これを男女別に見てみると、男性高齢新入所受刑者は高齢新入所受刑者全体(上記グラフ)と似た割合で窃盗、覚醒剤、詐欺の順でしたが、**女性高齢新入所受刑者は約9割が窃盗**でした。

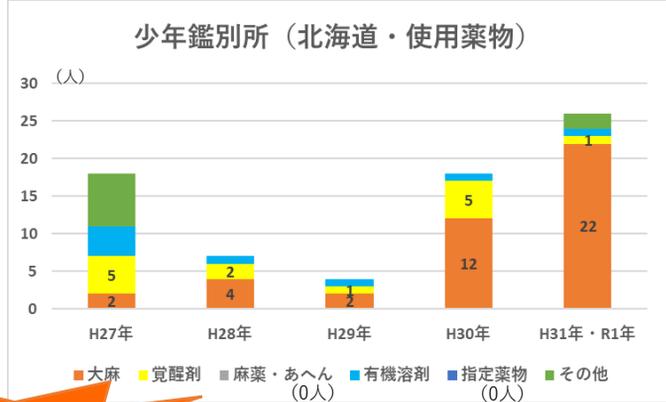
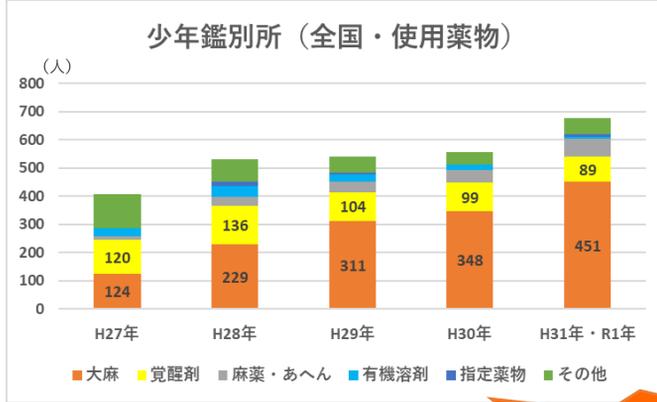
③「①、②」は全国の高齢新入所受刑者も似たような傾向です。

全国のデータについては、令和2年版犯罪白書を御覧ください。

# 薬物非行

・ <令和2年版犯罪白書より> 犯罪少年による**覚醒剤取締法違反**の検挙人員は、平成10年以降減少傾向。**大麻取締法違反**による検挙人員は、平成26年から6年連続で増加し、令和元年は前年比41.0%増。 ※犯罪少年：罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）

・ <グラフ> 少年鑑別所の新入所者のうち、薬物使用経験のある者の数の推移を見ると、全国的に**大麻使用者が増加**しており、道内においても平成30年から増加傾向にあります。



**大麻使用が増加**

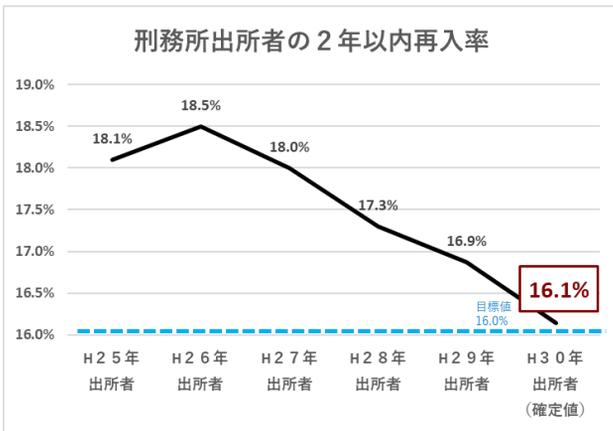
(法務省札幌矯正管区作成)

## 出所受刑者の2年以内再入率（平成30年出所者確定値）

「令和2年版再犯防止推進白書」も法務省ホームページにおいて公表されており、同白書には、刑務所出所者の2年以内再入率の確定値が掲載されています。

本誌の第2号（令和2年7月22日）において、平成30年に全国の刑務所等を出所した受刑者の「**2年以内再入率※1**」の速報値を16.6%とお伝えしたところですが、**確定値は16.1%**でした。

(※1 出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入する者の割合)



(目標値※2) 令和3年までに出所受刑者の2年以内再入率を16.0%以下にする。  
(基準値20%から20%以上減少 ⇒目標：16.0%以下)

(平成30年出所者2年以内再入率)

**16.1%**

平成28年17.3%，29年16.9%，30年**16.1%**と目標達成に向けて着実に進んでいます。

(※2「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において設定された数値目標)

(法務省札幌矯正管区作成)

【問合せ先】  
法務省札幌矯正管区更生支援企画課

☆本年は、「ほっかいどう矯正だより」をご覧いただきまして、誠にありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願いいたします。



〒007-0801  
北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号  
TEL 011-783-5021 (直通) FAX 011-780-2207  
メール: 1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

札幌矯正管区フロントページもぜひご覧ください

札幌矯正管区HP

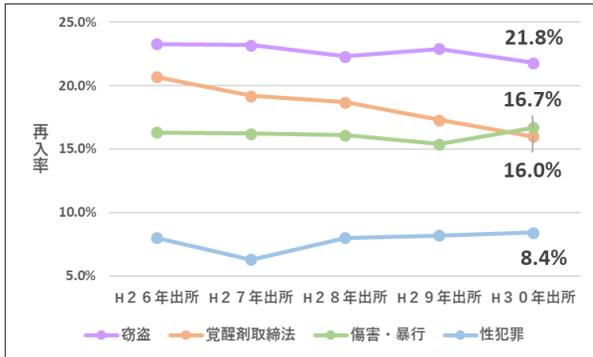
札幌矯正管区フロントページ 検索

法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第5号のテーマは、再犯防止等に関する統計データの紹介です。「2年以内再入率」に焦点を当て、出所受刑者等の罪名別の2年以内再入率などを紹介いたします。

出所受刑者の2年以内再入率 ⇒ 出所年を含む2年の間に受刑のため刑務所等に再入所した人の割合

#### 出所受刑者の主な「罪名別」2年以内再入率(全国)

(法務省札幌矯正管区作成)



窃盗の罪により受刑して出所した人が、2年以内に再び刑務所等に入所する割合が一番多い状況です。



刑務官

・下の表は、左のグラフの基となる数値で**罪名別の出所受刑者数**、そのうちの**2年以内再入者数**、そして**2年以内再入率**です。

・表の見方は、例えば、「窃盗」により受刑し平成30年に  
出所した人(出所受刑者数:6,770人)のうち、平成30~令和元年  
の2年間に受刑のため刑務所等に再入所した人の数、つまり  
「2年以内再入者数」は1,477人になります。その割合(2年以  
内再入率)は21.8%(1,477人/6,770人)です。

#### 罪名別の表

【窃盗】	H26年出所	H27年出所	H28年出所	H29年出所	H30年出所
出所受刑者数	8,342人	7,860人	7,608人	7,265人	6,770人
2年以内再入者数	1,942人	1,824人	1,695人	1,663人	1,477人
2年以内再入率	23.3%	23.2%	22.3%	22.9%	21.8%
【覚醒剤取締法違反】	H26年出所	H27年出所	H28年出所	H29年出所	H30年出所
出所受刑者数	6,456人	6,184人	6,144人	6,134人	5,982人
2年以内再入者数	1,338人	1,187人	1,149人	1,061人	957人
2年以内再入率	20.7%	19.2%	18.7%	17.3%	16.0%
【傷害・暴行】	H26年出所	H27年出所	H28年出所	H29年出所	H30年出所
出所受刑者数	1,367人	1,310人	1,238人	1,065人	1,057人
2年以内再入者数	223人	212人	199人	164人	176人
2年以内再入率	16.3%	16.2%	16.1%	15.4%	16.7%
【性犯罪※】	H26年出所	H27年出所	H28年出所	H29年出所	H30年出所
出所受刑者数	687人	640人	674人	643人	653人
2年以内再入者数	55人	40人	54人	53人	55人
2年以内再入率	8.0%	6.3%	8.0%	8.2%	8.4%

※性犯罪…強制性交等・強姦・強制わいせつ

☆下の「<参考>全数」の表は、上の4つの罪名を含む、**全罪名をあわせた全出所受刑者数**と、そのうちの**2年以内再入者数**及び**2年以内再入率**の数値です。

#### <参考>全数

<参考>全数	H26年出所	H27年出所	H28年出所	H29年出所	H30年出所
全出所受刑者数	24,651人	23,523人	22,909人	21,998人	21,032人
2年以内再入者数	4,569人	4,225人	3,971人	3,712人	3,396人
2年以内再入率	18.5%	18.0%	17.3%	16.9%	16.1%

## 出所受刑者の主な「罪名別」2年以内再入者の数（北海道居住者）

（法務省札幌矯正管区作成）

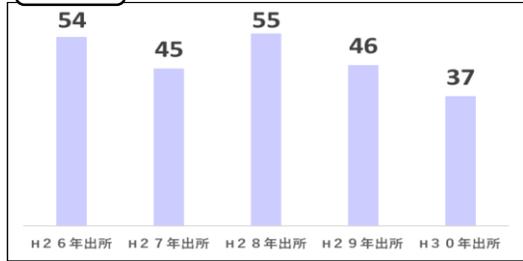


刑務官

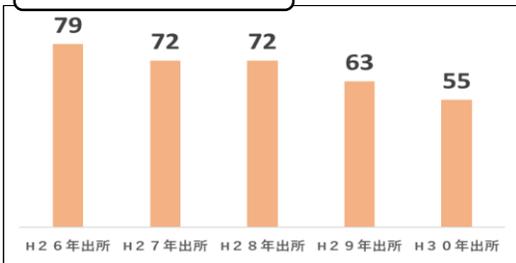
再入所に係る犯行時に北海道に住んでいた人の2年以内再入者数（罪名別）を紹介いたします。全数に占める罪名別の割合を見ると、**窃盗**や**覚醒剤取締法違反**により受刑した人が2年以内に再入所する人数は多くなっていますが、どちらも近年減少傾向にあります。その他、グラフの掲載はありませんが、性犯罪については数人程度で推移しています。

3つのグラフは、「再入所に係る犯行時に北海道に住んでいた人の2年以内再入者数」を「**罪名別**」に集計したものです。

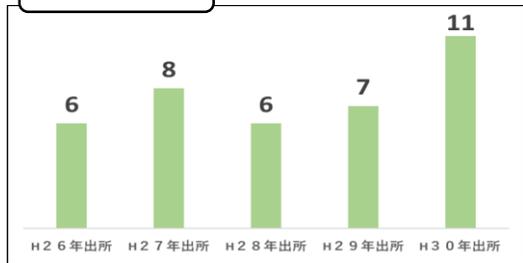
### 窃盗



### 覚醒剤取締法違反

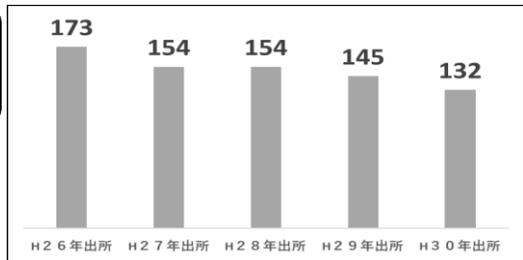


### 傷害・暴行



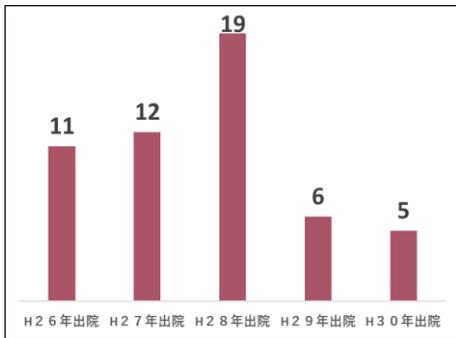
### <参考グラフ：北海道全数>

再入所に係る犯行時に北海道に住んでいた人の2年以内再入者数



## 少年院出院者の少年院への2年以内再入者の数（北海道居住者）

（法務省札幌矯正管区作成）



法務教官

左のグラフは、**少年院への2年以内再入院者数**です（少年院への再入院に係る**犯行時に北海道に住んでいた人**の数）。なお、少年院出院者が刑事施設に入所した場合は含まれておりません。

<参考：全国のデータ> 平成30年全出院者**2,156人**のうち**2年以内再入院者は210人**（平成26年は、全出院者3,126人のうち2年以内再入院者は**325人**）。

**【問合せ先】**  
法務省札幌矯正管区更生支援企画課

〒007-0801  
北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号  
TEL 011-783-5021（直通） FAX 011-780-2207  
メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp



☆本年も、どうぞよろしく  
お願いいたします。

札幌矯正管区フロントページも  
ぜひご覧ください



札幌矯正管区フロントページ

検索

札幌矯正管区HP